

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

1 事業の目的

粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

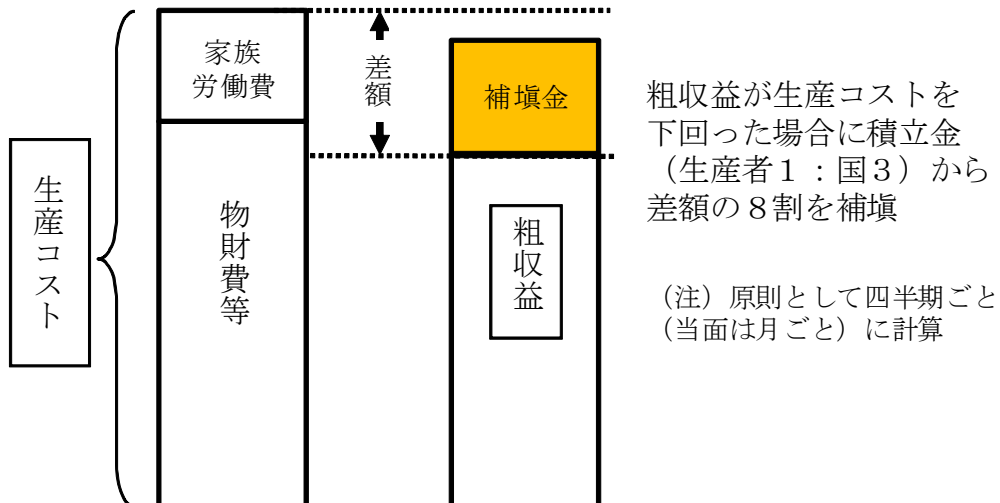
2 事業の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施する(25～27年度)。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 積立割合 | 生産者：国＝1：3 |
| (2) 事業実施期間 | 平成25～27年度（3年間） |
| (3) 補填金 | 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割 |
| (4) 対象品種 | 肉専用種、交雑種、乳用種（3区分） |
| (5) 対象者 | 肥育牛生産者 |

3 事業実施主体 都道府県域を範囲とする民間団体又は肥育牛生産者

4 所要額（補助率） 86,942百万円（定額、3／4以内）



◎ 一部の県において地域算定をモデル的に実施